

# 第1部 総則



# 第1章 計画の目的等

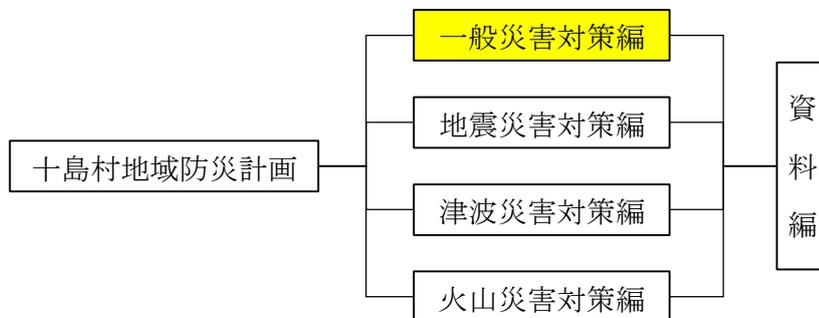
## 第1 計画の目的

十島村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づき、十島村防災会議が作成したもので、村域にかかる災害対策に関して、それぞれの関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防・減災対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、村域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2 計画の性格(その他の法令に基づく計画との関係)

十島村地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」の対策編4編と資料編から構成されるが、このうち、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」である。

本計画は、十島村域の一般災害対策に関する基本計画であり、鹿児島県地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図ったものである。また、この計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。



## 第3 用語の定義

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 村 : 十島村
- 県 : 鹿児島県
- 基本法 : 災害対策基本法
- 救助法 : 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 指定行政機関 : 基本法第2条第3号で定める指定行政機関
- 指定地方行政機関 : 基本法第2条第4号で定める指定地方行政機関
- 指定公共機関 : 基本法第2条第5号で定める指定公共機関
- 指定地方公共機関 : 基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関
- 防災業務計画 : 基本法第2条第9号で定める防災業務計画

地域防災計画：基本法第2条第10号で定める地域防災計画

村地域防災計画：基本法第42」条に基づき十島村防災会議が作成する地域防災計画

県地域防災計画：基本法第40条に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画

村対策本部：基本法第23条の2に基づき設置する十島村災害対策本部

県災対本部：基本法第23条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部

県地方本部：県地域防災計画に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部

本部長：十島村災害対策本部長

県本部長：鹿児島県災害対策本部長

県地方本部長：鹿児島県災害対策地方本部長

災害：暴風、竜巻、豪雨、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な  
火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令  
で定める原因により生ずる被害をいう。(基本法第2条)

## 第4 計画の理念

この計画は、村の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防・減災、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

### 1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

十島村は、台風、豪雨、高潮、地震、津波、大規模火災など様々な災害要因がある。一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と住民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

### 2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた施策を推進するものとする。

### 3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

## 第5 計画の構成

第4で示した基本方針を実現するため、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

### 第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第3章 住民及び事業所の基本的責務

第4章 村の地勢及び災害特性

第5章 災害の想定

### 第2部 災害予防・減災

第1章 災害に強い施設等の整備

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の整備

### 第3部 災害応急対策(一般災害)

第1章 活動体制の確立

第2章 初動期の応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

### 第4部 特殊災害

第1章 海上災害等対策

第2章 道路事故対策

第3章 危険物等災害対策

第4章 林野火災対策

### 第5部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

## 第6 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとする。

## 第7 計画の周知

この計画の内容は、村、関係防災機関、及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させるものとする。

## 第8 計画の運用・習熟

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復興対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

## 第2章 防災関係機関の業務の大綱

村、鹿児島県、並びに村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

### 第1 十島村

村は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1)	村防災会議に係る業務に関する事。
(2)	防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
(3)	災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(4)	災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
(5)	り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
(6)	被災した村管理施設の応急対策に関する事。
(7)	災害時における文教、保健衛生対策に関する事。
(8)	災害時における交通輸送の確保に関する事。
(9)	被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
(10)	被災施設の復旧に関する事。
(11)	管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
(12)	災害対策に係る広域応援協力に関する事。

### 第2 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1)	鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。
(2)	防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
(3)	災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(4)	災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
(5)	り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
(6)	被災した県管理施設の応急対策に関する事。
(7)	災害時の文教、保健衛生、警備対策に関する事。
(8)	災害対策要員の供給、あっせんに関する事。
(9)	災害時における交通輸送の確保に関する事。
(10)	被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。
(11)	被災施設の復旧に関する事。
(12)	市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせんに等に関する事。
(13)	災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。

### 第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、村及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する こと。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する こと。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九州財務局	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する こと。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する こと。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災 害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整 並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局	(1) 国有林野及び民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する こと。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する こと。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関 すること。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。</li> <li>(2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</li> <li>(3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。</li> <li>(4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。</li> <li>(5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。</li> <li>(6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。</li> <li>(7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。</li> </ul>
九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 港湾，海岸災害対策に関すること。</li> <li>(2) 高潮，津波災害等の予防に関すること。</li> <li>(3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。</li> <li>(4) 直轄河川の水防に関すること。</li> <li>(5) 直轄国道の防災に関すること。</li> <li>(6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。</li> <li>(7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。</li> </ul>
大阪航空局 鹿児島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。</li> <li>(2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>(3) 航空機による代替輸送に関すること。</li> <li>(4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</li> <li>(5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。</li> </ul>
国土地理院 九州地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地殻変動の監視に関すること。</li> <li>(2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。</li> <li>(3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。</li> </ul>
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台・名瀬測候所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</li> <li>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</li> <li>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ul>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第十管区 海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事 (2) 警報等の伝達に関する事 (3) 情報の収集に関する事 (4) 海難救助等に関する事 (5) 排出油等の防除に関する事 (6) 海上交通安全の確保に関する事 (7) 治安の維持に関する事 (8) 危険物の保安措置に関する事 (9) 緊急輸送に関する事 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 (12) 警戒区域の設定に関する事 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事
九州総合通信局 (鹿児島行政 評価事務所)	(1) 非常通信体制の整備に関する事 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 (3) 災害時における通信機器の貸出しに関する事 (4) 災害時における電気通信の確保に関する事 (5) 非常通信の統制、監理に関する事 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
鹿児島労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべき事

#### 第4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第12普通科連隊 海上自衛隊 第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関する事 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事

#### 第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、村及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話 株式会社 (鹿児島支店)	災害時における電気通信サービスの確保に関する事。
日本郵便株式会社 (口之島郵便局、	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中之島郵便局、 宝島郵便局)	<p>護対策に関すること。</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請</p> <p>カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除</p> <p>キ 郵政公社医療機関による医療救護活動</p> <p>ク 災害ボランティア口座</p> <p>(3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。</p>
日本銀行 (鹿児島支店)	<p>(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 通貨及び金融の調節</p> <p>(2) 金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>イ 資金の貸付け</p> <p>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(5) 各種措置に関する広報</p> <p>(6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策</p>
日本赤十字社 鹿児島県支部	<p>(1) 災害時における医療救護(医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等)に関すること。</p> <p>(2) 救援物資の備蓄と配分に関すること。</p> <p>(3) 災害時の血液製剤の供給に関すること。</p> <p>(4) 義援金の受付に関すること。</p> <p>(5) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。</p> <p>(6) 災害時の外国人の安否調査に関すること。</p>
日本放送協会及び 放送関係機構	<p>(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。</p> <p>(2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p>
自動車輸送機関 (日本通運株式会 社、鹿児島交通株式 会社、鹿児島県トラ ック協会等)	<p>災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関する こと。
電力供給機関 (九州電力株式会社 鹿児島お客さまセン ター鹿児島営業所)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県建設業会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関する こと。

## 第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、村及び県が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に 関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
村社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関するこ と。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
十島村漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
その他公共団体及び 防災上重要な施設の 管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関 すること。

## 第3章 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の基本的責務を示す。住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、村及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

### 第1 住民

基 本 的 責 務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合っ て確保する」共助が防災の基本である。</p> <p>住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄 など自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をは じめとする村・県・消防団等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。</p> <p>また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓 の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、村及び県と連 携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

### 第2 事業所

基 本 的 責 務
<p>事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りなが ら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、村、県 及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に 努めなければならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に 従事する企業は、村及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施 策の実施に協力するよう努める。</p>

## 第4章 村の地勢及び災害特性

本章では、村の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに地震の災害履歴及び災害特性を示す。

### 第1 村の地勢

本村は、屋久島と奄美大島の上に点在し、トカラ列島と呼ばれ、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島の有人7島と、臥蛇島、小臥蛇島、小島、上ノ根島、横当島の無人5島の合わせて12の島々で構成されている南北約160kmに及ぶ「南北に長い村」である。

### 第2 村の地形・地質

本村の島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ本村は、比較的風害、水害、浪害等の発生が多く、津波や地震による被害を受けやすい。このため、鹿児島県に影響をもつ津波の発生状況の特徴等を踏まえ、津波災害から本村及び住民を守っていかなければならない。

### 第3 十島村の気象概況

十島村は、気象における細分区域は、奄美地方に属している。亜熱帯海洋性の気候に属し、四季を通じ温暖である。気温（中之島）は2018年の年平均気温18.8°C、年較差（夏の最高月と冬の最低月の気温差）は22.9°Cであり、鹿児島県の29.9°Cに比べて年較差が小さく、名瀬の20.8°Cと同様に亜熱帯海洋性気候の特徴を示している。2018年間降水量は4075.5mmと県内でも降水量の多い方に属する。梅雨の期間は本土より一月ほど早く、平年の梅雨入りは5月11日頃、梅雨明けは6月29日頃である。梅雨期間（5月から6月）の降水量は、1259.0mmで、この期間の降水量が年間で最も多い時期となる。

### 第4 村の人口等

本村の人口は、国勢調査によると下記のとおりとなっている。

島名	区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
口之島	人口	男	87	66	55	78
		女	86	59	64	81
		計	173	125	119	159
	世帯数	97	83	78	99	
中之島	人口	男	102	95	75	102
		女	81	78	66	69
		計	183	173	141	171
	世帯数	105	92	84	99	
諏訪之瀬島	人口	男	41	25	29	39

島名	区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
	女	33	24	19	34	
		計	74	49	48	73
	世帯数	33	28	26	33	
平島	人口	男	45	47	35	39
		女	39	35	37	32
		計	84	82	72	71
	世帯数	37	41	40	38	
悪石島	人口	男	42	48	26	43
		女	38	46	35	36
		計	80	94	61	79
	世帯数	44	47	33	45	
小宝島	人口	男	22	22	28	28
		女	21	26	23	27
		計	43	48	51	55
	世帯数	31	26	30	28	
宝島	人口	男	62	52	53	84
		女	57	50	52	64
		計	119	102	105	148
	世帯数	66	55	66	85	
総計	人口	男	401	355	301	413
		女	355	318	296	343
		計	756	673	597	756
	世帯数	413	372	357	427	

資料：国勢調査

本村の産業別就業人口比率は、平成 27 年では第 1 次産業が 29.4%、第 2 次産業が 16.6%、第 3 次産業が 54.0%となっており、第 3 次産業が半数を超えている。

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数	405 人	342 人	351 人	382 人
第 1 次産業就業人口比率	26.9 %	26.6 %	28.2 %	29.4 %
第 2 次産業就業人口比率	27.7 %	27.5 %	20.8 %	16.6 %
第 3 次産業就業人口比率	45.2 %	45.9 %	51.0 %	54.0 %

資料：国勢調査

第5 村の管内図、港湾・漁港、へりポート等

本村の管内図、港湾・漁港、へりポート等は、下記のとおりとなっている。

【港湾の状況】

H31.3.31 現在

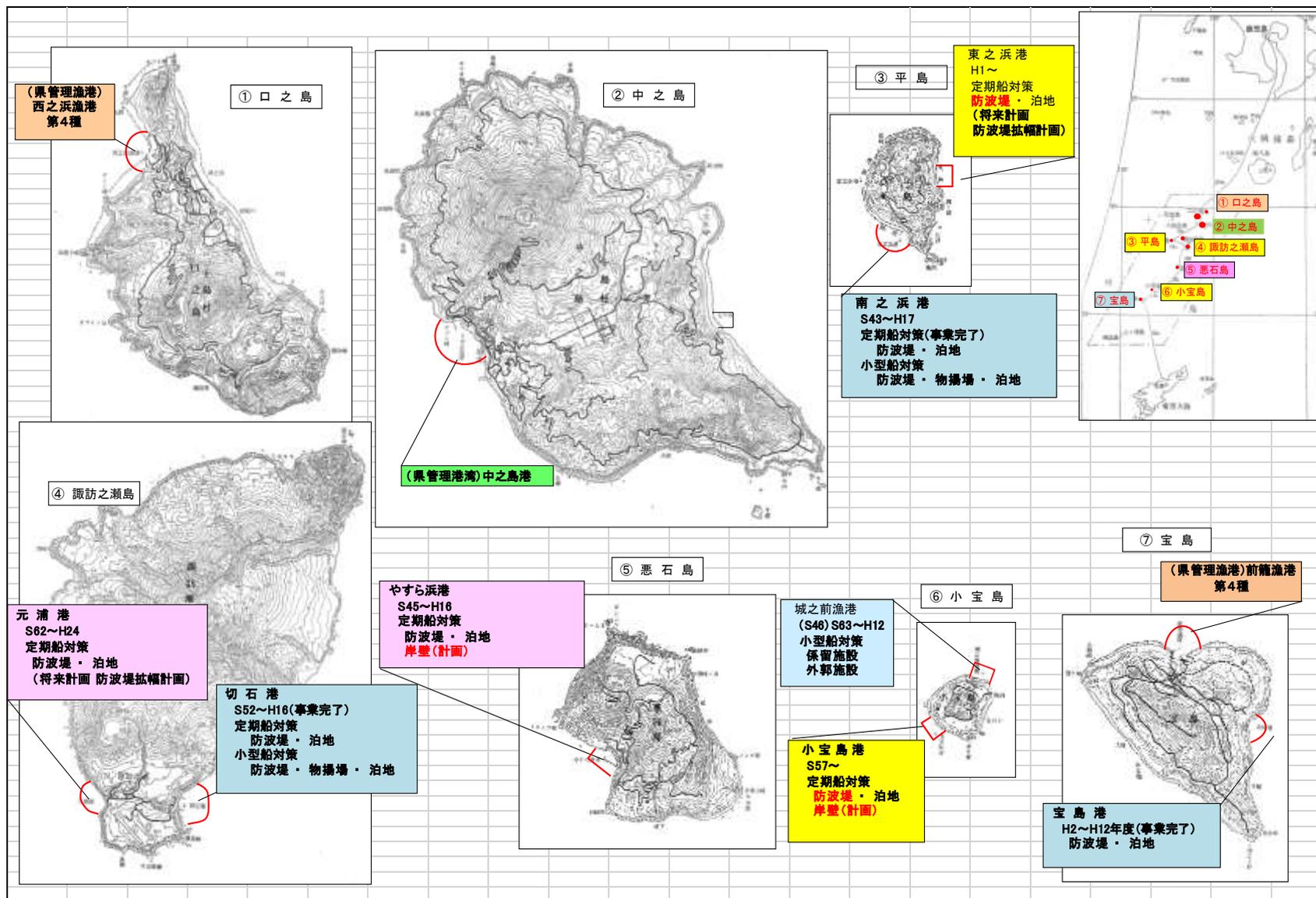
種別	島別	港名	管内図島番号	管理主体	指定年月日	整備期間	係留施設			外郭施設			定期船の接岸
							大型船用	小型船用		防波堤(m)	防潮堤(m)	護岸(m)	
							岸壁(-4.5m)以上(m)	物揚場(-2.0m)(m)	船揚場(m)				
地方港湾	中之島	中之島港	②	県	S30.7.10	S34~	185	125	59	1,144	857	781	S45.4
		七ツ山港	②	村	H4.9.28	H5~H9				160			-
	諏訪之瀬島	切石港	④	村	S50.8.12	S52~H16	-	80	10	614	-	260	S58.3
		元浦港	④	村	S31.9.29	S62~H24	-	57	6	405	-	23	H8.5
	平島	南之浜港	③	村	S43.2.29	S43~H17	-	161	18	591	-	255	S55.6
		東之浜港	③	村	H1.10.5	H1~	-	-	-	234	-	110	H24.4
	悪石島	やすら浜港	⑤	村	S31.9.29	S45~H17	-	68	15	508	-	350	S52.6
	小宝島	小宝島港	⑥	村	S56.6.24	S57~	-	-	-	427	-	-	H2.4
宝島	宝島港	⑦	村	S54.1.23	S54~H12	-	-	-	259	-	-	H2.4	

【漁港の状況】

H31.3.31 現在

種別	島別	港名	管内図島番号	管理主体	指定年月日	整備期間	係留施設				外郭施設		定期船の接岸
							大型船用	小型船用			防潮堤(防波堤延長を含む)(m)	護岸(m)	
							岸壁(-4.5m)以上(m)	物揚場(-3.0m)(m)	物揚場(-2.0m)(m)	船揚場(m)			
第4種	口之島	西之浜漁港	①	県	S29.10.30	S48~	180	230	89	30	852	479	S51.10
第1種	小宝島	城之前漁港	⑥	村	S48.5.16	S45~H11	-	-	120	11	248	-	
第4種	宝島	前籠漁港	⑦	県	S37.10.25	S37~	180	200	-	37	1019	168	S51.7

【十島村管内図】



【臨時ヘリポート：ドクターヘリランデブーポイント】

島名	名称	一連番号	所要時間 (本土／奄美)
口之島	口之島小中学校	十島-1	54 / 42
	口之島ヘリポート	十島-6	
	口之島健康広場	十島-7	
中之島	中之島小中学校	十島-2	60 / 39
	中之島ヘリポート	十島-8	
	中之島椎崎ヘリポート	十島-9	
	十島村総合運動公園	十島-10	
諏訪之瀬島	諏訪之瀬島小中学校	十島-4	67 / 33
	諏訪之瀬島飛行場	十島-12	68 / 33
平島	平島健康広場	十島-3	67 / 34
	平島ヘリポート	十島-11	68 / 33
悪石島	悪石島小中学校	十島-5	73 / 28
	悪石島ヘリポート	十島-13	
	悪石島湯泊温泉公園	十島-14	
小宝島	小宝島ヘリポート	十島-15	78 / 22
宝島	宝島ヘリポート	十島-16	81 / 21

【定期船について】

- ① 村営定期船 フェリーとしま2
- ・就航年度 平成30年度4月2日
  - ・船質 鋼船
  - ・総トン数 1953.00トン
  - ・速力 19ノット
  - ・旅客定員 297人
  - ・航海数 週2便(2往復) + 臨時便15便/年
- ② 行政連絡船 ななしま2
- ・就航年度 平成10年度4月1日
  - ・船質 軽合金
  - ・総トン数 19トン
  - ・速力 29.6ノット
  - ・旅客定員 12人(30人)

## 第5章 災害の想定

本計画の策定にあたっては、災害対策基本法第2条に定める災害のうち、特に暴風、豪雨、高潮、大規模な火事、その他特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度の災害を想定している。

### 第1 想定被害の概要

#### 1 土砂災害危険

本村は土砂災害に係る指定危険箇所が26箇所存在している。山裾に沿った形での居住区域が非常に多く、地盤が緩んだ状態での地震や断続的な大雨により多大な被害が発生すると予測される。

#### 2 建物被害

山裾の地域では土砂災害による全壊棟数の被害が集中すると予測される。

#### 3 生活支障・防災活動上の障害

##### (1) 移動・輸送の制約

道路の寸断等により、移動や輸送に大きな障害が発生すると予想される。また、台風発生に伴い海上輸送等にも規制がかかり、孤立化した集落への輸送等に支障が及ぶことが予想される。

##### (2) 通信の制約

施設被害や輻輳により通話不能又は通話困難となることが予想される。周辺地域でも、安否の問い合わせの殺到で電話がかかりにくくなる可能性がある。

##### (3) 教育の制約

学校施設や教員の被災により通常教育の停止、休止を余儀なくされ、施設を避難所として使用することから教育の制約が生じることが予想される。

##### (4) その他の経済的な制約

建物・ライフライン等に大きな制約を受け、経済活動の著しい低下を招くことが予想される。

